

工事種類別完成工事高付表・工事種類別元請完成工事高付表

記載要領

工事種類別完成工事高付表・工事種類別元請完成工事高付表は、経営事項審査において積み上げを行う場合に作成し、提出すること。**(積み上げを行わない場合は不要)**

完成工事高の積み上げとは、一つの建設業の完成工事高を**その内容に応じて**、他の建設業の完成工事高に含めて申請することである。

ただし、積み上げを行う場合には、次の条件がある。

- ① 積み上げを行う業種について、建設業の許可を受けていること。
- ② 積み上げを行う業種については、経営事項審査を申請できない。
→積み上げを行う業種については、入札参加資格申請ができなくなる。
- ③ 積み上げを行う業種の工事経歴書やその裏付け資料（契約書等）も提示する。

例えば、土木一式工事と舗装工事の許可を受けており、経営事項審査では“舗装を申請せずに土木一式工事のみ申請する場合”に、舗装工事の実績を土木一式工事に実績を加える（積み上げを行う）ことができる。ただし、舗装については、申請できなくなるため経営事項審査の結果は出ない。したがって、舗装について入札参加資格申請ができなくなる。

なお、積み上げができるのは、次のような場合である。

1 一式工事に専門工事の完成工事高を積み上げする場合

積み上げ先の一式工事	積み上げ先	積み上げ可能な専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート工事（土木に関する工事に限る）、石工事、鋼構造物工事（土木に関する工事に限る）、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事（土木に関する工事に限る）
建築一式工事	←	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事（建築に関する工事に限る）、屋根工事、電気工事（建築に関する工事に限る）、管工事（建築に関する工事に限る）、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事（建築に関する工事に限る）、鉄筋工事（建築に関する工事に限る）、板金工事、ガラス工事、塗装工事（建築に関する工事に限る）、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事、解体工事（建築に関する工事に限る）

2 専門工事の間で完成工事高を積み上げする場合（矢印方向に相互に積み上げ可能）

専門工事	積み上げ先	専門工事
とび・土工・コンクリート工事	↔	石工事
とび・土工・コンクリート工事	↔	タイル・れんが・ブロック工事
屋根工事	↔	板金工事
電気工事	↔	電気通信工事
電気工事	↔	消防施設工事
管工事	↔	熱絶縁工事
管工事	↔	水道施設工事
管工事	↔	消防施設工事
鋼構造物工事	↔	鉄筋工事
建具工事	↔	内装仕上工事
建具工事	↔	ガラス工事